

# 労務勉強会のお知らせ

社労士事務所HIKARIは、労働基準法を頂点とした、雇用保険、労災保険、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係諸法令をお客様にご説明・ご提案などを行っております。

しかしながら、お客様から個別のご相談があつてから、改めてご説明・ご提案を行う場面もあり、弊所から積極的に情報発信を行う場として「労務勉強会」を企画いたしました。内容は、労務管理にベーシックな内容を中心に企画しております。お時間がございましたら、どうか積極的にご参加下さ

所長 川浪 宏

1	雇用調整助成金について 必要な書類と 具体的な記入方法
---	-----------------------------------

	月	火	水	木	金
	5月30日	5月31日	1	2	3
				1 14:00~	
	6	7	8	9	10
				1 14:00~	
	13	14	15	16	17
6月					
	20	21	22	23	24
	27	28	29	30	7月1日

日程表の見方:1カリキュラムは140分です。(120分講義+20分質疑応答)途中休憩10分予定  
開始10分前に入室下さい。(1カリキュラムのみの参加も可能です)

場所: 社労士事務所HIKARI 3F 研修室  
熊本市中央区上水前寺2丁目4-5 駐車場に限りがございますので、事前にご予約下さい  
TEL 096-237-6797 FAX 096-237-6795

参加費: 顧問先企業 無料、  
顧問先以外の企業 1カリキュラム1名様あたり 1,000円(資料代相当)  
例)顧問先以外の企業の方が2名でご参加の場合は2,000円になります。

お申し込み方法:裏面にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。参加費は当日徴収いたします。

(お願い)  
研修内容の向上のため、研修の録画を行っております。  
受講される皆様を撮影するものではございませんので、ご了承下さいますようお願いいたします。

【講座の内容】

**1 雇用調整助成金について必要な書類と具体的な記入方法**

1. 雇用調整金って、どんな助成金？  
 2. 具体的にいくら受給可能なの？（昨年の労働保険料確定申告書を事前に確認頂くと理解が早いです）  
 3. 従業員全員に休業手当の支給は必要なの？（労使協定の締結の仕方）  
 4. 雇用保険の特例との併用は可能なの？  
 5. 雇用調整助成金を利用するにあたって注意すべき点は、どんな点なのか？

この勉強会は、被災された企業の支援を目的としております。弊所が雇用調整助成金を受託し業務を代行する場合、手数料を頂戴することになります。この勉強会では、雇用調整助成金を申請代行を承った企業に向けて行う説明を、自社で雇用調整助成金の支給申請が可能になるように、具体的な書類の記入方法まで解説いたします。

第1講座の講師

弊所職員が持ち回りで説明いたしますので、講師の特定は行いません。

**今回は第1講座のみで開催します**

（この部分は空欄です）

企業名	電話番号	FAX番号
ご住所	メールアドレス	
ご参加者お名前	参加講座	
(計 人)	第1部・2部両方 第1部のみ 第2部のみ	

\* このFAXに記載頂いた個人情報は、本研修会のみで使用いたします。

社労士事務所HIKARI 行

**FAX 096-237-6795**